

価格転嫁にお困りの事業者のみなさま

## 価格交渉の新常識

# 労務費転嫁指針



### 労務費転嫁指針って何なの？



知っていますか？



- 公正取引委員会が令和5年11月に内閣官房と連名で策定した労務費の上昇分を価格に反映するための行動の目安です。
- 発注者・受注者の双方が、どのように価格交渉を進めるべきかを12の行動指針として示しています。
- 下請法改正(取適法施行)を踏まえ、令和8年1月に改正しました。



詳細はこちら

### 労務費転嫁指針改正のポイント

受注者からの協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨を明記



行動指針に沿わない行為は、独占禁止法や取適法上問題となるおそれがあります！



### なぜ今、労務費の価格転嫁が大切なの？



- 物価やエネルギーコストが上昇する中、賃上げを進めるためには、労務費を適切に価格へ転嫁することが不可欠だからです。



### 発注者・受注者が心がけるべきポイント

発注者

- 発注者側から定期的な協議の実施
- 経営トップが関与し、労務費の転嫁を認める方針を社内外に示す
- 要請があれば協議のテーブルにつくこと etc

受注者

- 最低賃金の上昇率等の根拠資料を使用して価格交渉に臨む
- 国や地方公共団体等の相談窓口を活用 etc

分かりました。次回発注分から●%値上げさせていただきます。



最低賃金が5%上がったので、労務費も上げたいと思います。製品価格を値上げしてください。



### 労務費の転嫁に関する情報提供フォームを設置

- 労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者に関する情報を受け付けています(匿名可)



受付はこちら



公正取引委員会四国支所

(裏面へ続く)

R7.12.15

令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する

## 特別調査

の結果を公表！

Point

1

労務費転嫁指針の認知度は全国平均で約60%

※( )内の数字は令和6年度特別調査からの上昇割合

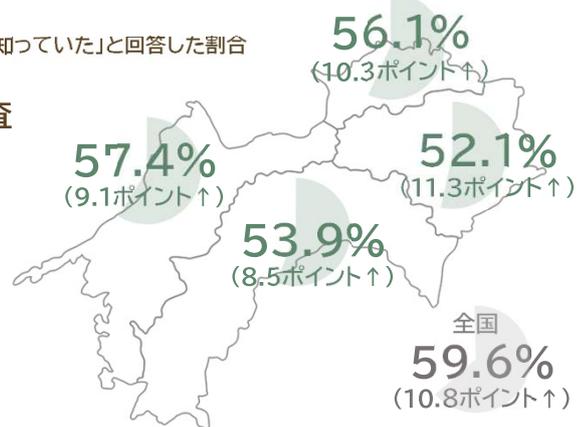
※発注者・受注者の立場を問わず、労務費転嫁指針について「知っていた」と回答した割合



労務費転嫁指針の認知度は令和6年度特別調査から上昇したものの約60%と道半ば



労務費転嫁指針を知っている者の方が、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向



Point

2

労務費の転嫁円滑化等の観点から注意喚起文書を送付

※通常調査とフォローアップ調査の合計件数

	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	全国
注意喚起文書送付件数	62	127	135	81	14,081



労務費転嫁指針に沿った行動を採らなかった事業者等に対し、注意喚起文書を送付



注意喚起文書送付割合は令和6年度特別調査比で低下。ただし、四国においても、様々な業種で「価格交渉の場において協議することなく取引価格を据え置いていた」事例あり

Point

3

取引段階を遡るほど、価格転嫁が円滑に進んでいない



特にサービス業でその傾向が強い



独占禁止法Q&A・労務費転嫁指針の普及啓発



連続して注意喚起文書の送付対象となった事業者への対応



令和8年度も価格転嫁円滑化の取組に関する調査の実施



優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行



「協議に応じない一方的な代金決定」が禁止される取適法の周知



取適法はこちら



今後の取組



公正取引委員会四国支所

高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館8階 TEL : 087-811-1750